

令和7年度（2025年度）奨学生募集要領

公益財団法人 高村育英会
(神奈川県認定 指令文第6号)

1. 募集人員

大 学 生	23名	<u>*今期も10名を目途に増員します</u>
短期大学生	2名	

学部生1～2名程度

2. 募集方法

高等学校推薦による予約奨学生	2／3程度
大学推薦による在学奨学生	1／3程度

3. 奨学金の額および給付期間

- (1) 奨学金 月額 50,000円
- (2) 給付期間は奨学生として採用した時から正規の最短修業年限の終期
- (3) 虚偽の申告による著しい不正受給があった場合を除き、奨学金の返還の必要はありません。
- (4) 返還を要さない他の民間の奨学金との重複受給はできません。
(大学独自の給付制度や公的な奨学金制度の重複は可能)

4. 出 願 資 格

2025年4月、大学に入学し、学業、人物ともに優秀でかつ健康であって学費の支弁が困難と認められる者。

- (1) 学 力
入学選抜時、学力が当該学部の上位2／3以内の者もしくは、推薦入学等でそれに準ずる者。
- (2) 人 物
・学習活動その他生活全般を通じて態度、行動が学生にふさわしく将来良識ある社会人として、活動できる見込みがある者
・本人についてはもちろん、家庭の事情などを総合的にみて途中で学業を放棄しないと思われる者
- (3) 健 康
学校保健法による健康診断で修学に支障がない者、または医師の健康診断により修学に支障がないと判断された者

(4) 家 計 （学費支弁が困難と判定する程度）

下記条件のいずれかに該当し、家計維持者の2024年分の課税所得が300万円（給与所得の場合 収入が600万円程度）以下であること。

- ① 母子、父子世帯であること
 - ② 障害者のいる世帯であること
 - ③ 長期療養者（6か月以上）がいる世帯であること
 - ④ 火災、風水害、盗難等の著しい被害を受けた世帯であること
 - ⑤ 生活保護法による被保護世帯およびこれに準ずると認められる世帯であること
 - ⑥ 上記と同等の事由により、修学が困難な世帯であること
- 尚、上記に拘らず、総合的に判断して例外を認める場合がある。

5. 推 薦

- (1) 推薦にあたっては、人物、健康、学力および家計の基準を総合判定し適格者を選考してください。
- (2) 推薦決定に際して人物については特に留意し、学力と家計との関係は後者に重点をおいてください。

~~(3) 収入の証明書（給与所得の源泉徴収票など・コピーで可）を添付願います。~~

学内選考通過者のみ後日提出

6. 募集締切日

~~原則、2025年5月9日（金）までに当会に到着分をもって締切ります。~~

大学受付期限：2025年4月17日（木）
専用フォームによるWeb提出または窓口まで提出（17時まで）

7. 選 考

当会 選考委員会により奨学生を選定し、2025年5月31日を目途に学長を通じて、本人あてご連絡いたします。

8. その他

応募の秘密は厳守いたします。
また、応募書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

連絡先

TEL：045（945）8581 FAX：045（945）8510
問合せ時間： 午前 9：00～12：00 午後 1：00～5：00

事務局：長沢・藤田・飯塚